

5 生活衛生関係施設等－(3)食品衛生関係施設数

改正前食品衛生法 第52条に規定する営業

令和6年3月31日現在

区分	旅館・ホテル	一般飲食店	すし屋	そば屋	仕出し屋	弁当屋	そうざい店	菓子製造業	食肉販売業	魚介類販売業	豆腐製造業
東京都	1,032	71,884	2,315	2,153	988	3,543	3,935	12,635	3,198	2,850	159
区部	707	60,867	1,936	1,790	783	2,720	3,216	9,823	2,609	2,351	113
多摩地域(市郡部)	122	10,793	374	357	201	793	696	2,720	568	470	44
市部	104	10,627	369	347	198	780	688	2,666	555	458	43
北多摩西部	25	2,043	64	68	42	162	112	492	119	77	6
立川市	16	763	19	23	9	46	30	153	38	20	1
昭島市	3	308	13	6	7	18	13	57	16	16	1
国分寺市	2	408	14	10	5	37	16	102	20	17	1
国立市	3	244	7	10	7	23	18	90	14	10	-
東大和市	1	172	3	11	6	25	25	47	19	9	2
武蔵村山市	-	148	8	8	8	13	10	43	12	5	1

改正後食品衛生法 第55条 または 第57条に規定する営業

令和4年3月31日現在

区分	一般飲食店	菓子製造業	食肉販売業	食肉販売業 (包装)	魚介類販売業	魚介類販売業 (包装)	豆腐製造業
東京都	84,518	6,667	1,623	3,302	1,534	2,603	180
区部	69,426	4,900	1,215	2,490	1,109	1,955	121
多摩地域(市郡部)	14,619	1,693	380	805	390	645	57
市部	14,363	1,647	372	788	385	632	56
北多摩西部	2,769	262	66	162	73	135	3
立川市	1,163	85	25	60	28	47	2
昭島市	416	43	14	32	16	29	1
国分寺市	453	37	5	21	5	18	-
国立市	298	56	4	17	8	14	-
東大和市	242	20	7	10	7	8	-
武蔵村山市	197	21	11	22	9	19	-

注釈: 1 令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行された。

2 改正食品衛生法施行の前後ともに、営業の種類のうち一部を抜粋しているため、合計は、下記資料の総数とは一致しない。

3 改正食品衛生法施行の前後で業種名が同一であっても、営業内容は必ずしも一致しない。

資料: 「福祉・衛生 統計年報(令和5年度)」東京都福祉保健局総務部総務課